

第33回議会運営委員会会議記録

- 【開催日】 平成29年3月7日(火)
【開催場所】 第1委員会室
【開会・散会時間】 午前9時52分～午前10時11分
【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	河崎 平男
委員	石田 清廉	委員	下瀬 俊夫
委員	矢田 松夫		

【委員外議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	清水 保
主査兼議事係長	田尾 忠久	議事係主任主事	原川 寛子

【付議事項】

1 緊急質問の取扱いについて

【議事の概要】

1 緊急質問の取扱いについて

- ・大井淳一郎委員長から「緊急質問が出されたため、日程に上げるかどうか諮りたい。緊急質問提出者の下瀬議員から経緯を説明していただきたい」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「先般の一般質問で山口東京理科大学の基本理念に関して学長は『平和の理念に徹する』という答弁だった。軍事研究に関わらないという印象を受けた。しかし防衛省の軍事研究に山口東京理科大学の申請が採択されていたことが発覚した。一般質問に関する重大な疑義が生じたということで緊急質問の申請を出した」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「緊急質問とは『質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる』となっている。もしするなら冒頭となるが、どうか」との質問があった。
- ・矢田松夫委員から「具体的な資料がないと通告書だけでこの問題を取り上げるかどうかは分からない。議運では通告書を認めるかどうかだけを議論するのか」との質問があった。

- ・事務局から「緊急質問は文書で提出され、正式に受理されている。手続について議運で諮っていただきたい。質疑の要旨で足りないのであれば資料を提出してもらい皆で共通理解をするとか、本会議の採決の前に提出者から理由を説明してもらい緊急質問に該当するかを決定する方法がある。発言を許可するかは起立採決を採り、過半数で認められればその場で緊急質問をする段取りになる」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「インターネットで取った資料はあるが、資料としてどうかという問題はある」との発言があった。
- ・河崎平男副委員長から「答弁の議事録は確認できるのか」との質問があった。
- ・事務局から「すぐ出せるものはない」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「答弁者はいないがどうか」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「答弁者は当然理事長である市長で、申請は理事長が許可をしなければできないことである。今後の議案審査にも影響するので、この事実をそのままにしておくのは問題である」との発言があった。
- ・石田清廉委員から「今回これを急きょ質問として取り上げるべきなのか。しっかり把握してからのほうがいいのではないか」との発言があった。
- ・尾山信義議長から「緊急質問は正式に文書で提出されているので、粛々と取り上げるかどうかを判断すればよく、中身について議論する必要はないと思う」との発言があった。
- ・下瀬俊夫委員から「議運で日程に載せるかどうかを決めるのであって、中身について変な妨害はしないでほしい」との発言があった。
- ・事務局から「『緊急を要するときその他真にやむを得ない』という判断材料として資料を出すかどうか、議事として取り上げるかどうかを決めていただきたい。全協で質問し、各議員が判断していただきたい」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「議事録は無理でもインターネットで用意できる資料があれば出してもらいたい」との発言があった。
- ・事務局から「本会議場で議長から下瀬議員に詳細な説明を求め、あとはそれぞれの判断で緊急質問の可否を決定していただけたら」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「この後の全協にも資料を出し、本会議でそれぞれの判断に委ねるということに決定したい」との発言があった。

平成29年（2017年）3月7日

議会運営委員長 大井淳一郎